

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、E・Jグループの持株会社として、グループ全体の企業価値の向上ならびに株主に対する経営の透明性を高めるために必要なコーポレート・ガバナンスの実践を経営の最重要課題の一つとして位置づけております。

この考えのもと、当社では、経営の透明・公正かつ迅速な意思決定および業務執行並びにその監督を確実に実施すべく、持株会社に経営の意思決定および監督機能を持たせ、事業会社に業務執行機能を分離することで、経営の質的向上を図り、急激な経営環境の変化に対して迅速な意思決定を行うこととしております。

顧客、株主、地域社会、社員等すべてのステークスホルダーから、今後とも当社経営に対するより高い信頼と評価を確保するために、「コンプライアンス・プログラム」を制定し、E・Jグループの全役職員が、関係法令や企業倫理の遵守を通して社会的責任を果たすことができる体制を構築、整備し、不祥事の発生防止に努めてまいります。また、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、平成26年8月28日の当社定時株主総会において、社外取締役1名を選任いたしました。

経営のチェック機能として、監査役3名のうち、2名を社外監査役とする監査役設置会社の形態を採用し、客観的かつ取締役会から独立した立場で取締役の業務執行を監視しうる体制としております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

#### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社八雲	1,931,200	26.59
E・Jホールディングス株式会社	1,521,000	20.94
E・Jホールディングス社員持株会	390,720	5.38
小谷裕司	259,900	3.58
小谷敏幸	118,500	1.63
小谷英子	111,200	1.53
小谷満俊	90,100	1.24
三井住友信託銀行株式会社	79,000	1.08
小谷浩治	78,000	1.07
山陰合同銀行	78,000	1.07

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第二部

決算期 5月

業種 サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数 1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

---

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

##### ■「大株主の状況について」

筆頭株主である株式会社八雲は、当社代表取締役およびその近親者が100%の議決権を有する会社であり、同社が保有する当社株式につきましては、長期間保有を目的としております。なお、同社の取締役1名が当社の取締役を兼務しております。

しかしながら、同社と当社の間には取引関係はなく、また、当社の意思決定機関である取締役会には独立性・中立性を持った社外取締役及び社外監査役がすべて出席していることから、一定の独立性は確保されているものと考えております。

##### ■支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針について

上記のとおり、支配株主との取引等は行なっておりませんが、取引等が発生する場合は他の企業と同様の基準を設定し、当社経営の独立性を確保してまいります。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数 7名

定款上の取締役の任期 2年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 6名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 1名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
阪田 憲次	学者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
阪田 憲次	○	—	当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、また、土木工学分野に精通し、その豊富な経験と知識は当社グループが属する建設コンサルタント事業に有益な助言とコーポレート・ガバナンス強化が図れると判断したものです。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 なし

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 4名



当社は、独立役員として社外取締役阪田憲次氏、社外監査役松原治郎氏及び社外監査役佐々木秀一氏を指定しております。3名は、当社との間に特別な利害関係を一切有しておらず、その専門的かつ客観的観点から有益な助言とコーポレート・ガバナンス強化が図れると判断するとともに、グループ全体の観点から企業行動規範の違反に関し、適切な監査・監督に資するものと判断しております。

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況 実施していない

#### 該当項目に関する補足説明

当社は、インセンティブとしては、従来、役員賞与として支給することとしており、ストックオプション制度のインセンティブは付与しておりません。  
しかしながら、企業業績に対する経営責任の明確化ならびに株価情報メリットおよび下落リスクを株主と共有することで、業績や株価に対する役員の意識を高めるため、業績連動型報酬の制度の導入等を検討事項としております。

ストックオプションの付与対象者

#### 該当項目に関する補足説明

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

#### 該当項目に関する補足説明

取締役の役員報酬限度額は、平成21年8月26日開催の定時株主総会にて承認され、総額2億円以内となっております。

報酬の額又はその算定方法の決定方  
針の有無 なし

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポート体制につきましては、補助使用人を定め、会議開催の通知ならびに会議資料の事前配布等を行うことにより情報の相互伝達の適正化を図り、会議等の円滑な運営を行います。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- ・取締役会  
取締役会は、社外取締役1名を含む6名で構成され、取締役会規則に定められた事項等について審議し、決議いたします。取締役会には、社外監査役2名を含む監査役3名も出席し、取締役の職務執行を監査いたします。
- ・監査役会  
監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成されております。  
各監査役は、重要な意思決定の過程を把握するため、取締役会等重要な会議に出席するとともに、業務執行状況を管理・監督するために、グループ各社の営業・生産・管理の各部門を調査し、重要書類の閲覧等をいたします。  
また、情報の共有化を図るため、定期的に監査役会を開催するとともに、会計監査人との定期的な意見交換を行っております。
- ・グループ経営会議  
当社および関係会社の取締役ならびに幹部職員等で構成されるグループ経営会議を年6回程度開催し、E・Jグループの経営の基本方針、全体的執行方針あるいは経営に関する重要事項を審議し、あわせてグループ各社の意思疎通を図り、全体的統制を図ってまいります。
- ・内部監査  
代表取締役の直轄組織である監査部を設置しており、内部統制システムを基本にして業務活動の規律遵守および適法性について、監査役および会計監査人と相互に連絡のうえ、内部統制評価並びに業務監査を実施し、監査結果について適時に代表取締役へ報告しております。
- ・会計監査及び内部統制監査  
会計監査及び内部統制監査につきましては、あずさ監査法人と監査契約を締結し、公正不偏な立場から監査を受けております。  
なお、監査業務に係る同監査法人の構成は、指定社員2名、指定社員以外の主な従事者17名であります。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、E・Jグループの持株会社として、グループ全体の企業価値の向上ならびに株主に対する経営の透明性を高めるために必要なコーポレート・ガバナンスの実践を経営の最重要課題の一つとして位置付けております。  
この考えのもと、当社では、経営の透明・公正かつ迅速な意思決定及び業務執行ならびにその監督を確実に実施すべく、持株会社

に経営の意思決定及び監督機能を持たせ、事業会社に業務執行機能を分離することで、経営の質的向上を図り、急激な経営環境の変化に対して迅速な意思決定を行うことを目的としております。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

##### 補足説明

株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会の召集通知につきましては、法定期日前日に発送してまいります。
その他	年一回株主総会終了後にビジネスレポートを作成し各株主の方へ配布しております。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

##### 補足説明

代表者自身による説明の有無

個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎年、年2回程度開催を予定しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年、年2回程度開催してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信(四半期開示含む)および決算短信以外の適時開示資料ならびに事業報告書につきましては、ホームページ( <a href="http://www.ej-hds.co.jp">http://www.ej-hds.co.jp</a> )において掲載してまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署 管理本部、IR担当役員 取締役管理本部長 浜野 正則	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

##### 補足説明

環境保全活動、CSR活動等の実施	子会社のエイト日本技術開発において、人と自然環境との豊かな未来を創造する研究者育成を目的とした「財団法人八雲環境科学振興財団」を平成10年7月に設立し、環境科学に関する調査研究の推進や創造性豊かな研究者の養成を支援する社会貢献活動を行っており、グループ全体としてその活動を支援してまいります。
------------------	--

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社がこれからも、より高い信頼と評価を獲得し、顧客、株主、地域社会、社員等すべてのステークホルダーから支持され続けるため、取締役会において次のとおり業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を決議しております。

1. 当社及びグループ企業(以下、グループ企業等という)の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ企業等の役員が職務遂行にあたり、法令及び定款を遵守するとともに、E・Jグループ中期経営計画等に掲げる企業理念・経営方針にのっとり、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、グループ企業等の横断的な内部統制の充実と監視体制の整備を図る。

- ・ コンプライアンス・プログラムやその他社内規程、並びに関係する法令の役員等への周知徹底を推進する。
- ・ コンプライアンス担当部署を明確にするとともに、役員がコンプライアンス上の問題を発見した場合、速やかかつ適切に指摘できる内部通報手続制度等の対応体制の整備を図る。
- ・ 適切な業務運営体制を確保すべく、代表取締役直轄の「監査部」が内部監査規程等に基づく内部監査を定期的実施・報告する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、漏洩等のないよう万全を期すとともに、必要に応じて執行状況等の確認・検証等が適切かつ迅速に実施できる体制整備を図る。

- ・ 取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び社内規程に従い、保存・管理する。
- ・ 取締役及び監査役が、常にこれらの情報を閲覧できる体制を整備する。
- ・ 重要な情報の開示については、法令及び社内規程に従い適正に行う。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理(以下、リスク管理という)に関しては、適切かつ迅速に対応できる体制の整備を図る。

- ・ 代表取締役は、リスクの種類ごとに担当取締役を定め、グループ企業等の適切な管理・情報伝達の体制を整備する。
- ・ 取締役は、損失の危機を予防・回避するため、必要に応じて規程、ガイドライン、マニュアル等の整備をするとともに、グループ企業等への周知・徹底を図る。
- ・ リスクが顕在化し、重大な損害等の発生が予測される場合は、担当取締役を責任者とする迅速かつ的確な情報コントロールと対応体制を整備する。
- ・ 監査部門の内部監査規程に基づく、グループ企業等を含む定期的な内部監査体制を整備し、グループ企業等内における問題点・課題等の把握に努める。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制の整備を図る。

- ・ 中期経営計画、年度予算制度に基づきグループ予算を策定するとともに、連結ベースでの業績管理を行う。
- ・ 社内規程に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、職務の執行を行う。
- ・ グループ企業等の業績状況の収集・提供体制を確保し、取締役並びに取締役会が迅速かつ適切な意思決定並びに業務執行が可能な体制を整備する。

5. 当社、その親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ企業等の役員が職務遂行にあたり、統一的かつ横断的なコンプライアンスの実践と監視を図るための体制を整備する。

- ・ グループ企業等の各種計画・方針等の実践において意思統一を図るため、情報連絡体制を充実させるとともに、その周知徹底を図る。
- ・ グループ企業等に影響を及ぼす重要な事項については、グループ経営会議等の緊急招集を含め、迅速かつ適切な情報連絡と対応体制の整備を図る。
- ・ グループ企業等の代表者及び取締役が参加する経営会議を定期的開催し、経営上重要な事項の検討や職務の執行に係る事項等で意思疎通を図り、グループ企業等の連携した迅速かつ適切な意思決定並びに業務執行が可能な体制を整備する。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人(以下、当該使用人という)に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・ 当社の監査役は、必要に応じ監査部所属の職員を監査役の職務補助として従事させることができる。
- ・ 当該使用人は、その職務の遂行に関して取締役の指揮・命令を受けないものとする。
- ・ 当該使用人が兼務する場合は、監査役から指示された職務の遂行を優先し従事しなければならない。

7. グループ企業等の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

グループ企業等の取締役及び使用人は、当社の監査役に対し、法令、定款その他の社内規程に定められた事項に加え、下記事項を報告する。

- ・ 会社に著しい損害及び重大な影響を及ぼす事項の発生する恐れがある場合、あるいは発生した場合。
- ・ 企業倫理に関する苦情・相談に対する通報の状況。
- ・ グループ経営会議に付議・報告された事項。
- ・ その他監査役会が職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項。
- ・ グループ企業等の取締役及び使用人は、当社の監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- ・ 当社の監査役へ上記報告及び情報提供を行ったグループ企業等の者が、当該報告等したことを理由に不利益な取扱いを受けないよう、内部通報規定を遵守するとともに、グループ企業へ遵守の徹底を図る。

8. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・ 当社の監査役が職務の遂行について、当社に対し前払い又は償還等の請求をなした場合、当該請求が監査役の職務の遂行に必要なことと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
- ・ 当社は、毎年、監査役会承認の監査計画に基づき、監査役の職務の遂行に生じる費用等の予算を設ける。

9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役会等重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、必要に応じての取締役及び使用人の説明を求める体制を整備する。
- ・ 役員等の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境整備に努め、円滑な職務の遂行体制を整備する。
- ・ 監査役と代表取締役、監査役と監査部、監査役と会計監査人の定期的な報告会を開催する。
- ・ 監査役と監査部と会計監査人の合同による定期的な情報・意見交換会を開催する。
- ・ グループ企業の監査役及び当社監査役との合同の情報・意見交換会を定期的開催する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

E・Jグループは、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会勢力や団体からの不当要求等に対しては毅然とした態度で対処し排除すると共に、それらとの一切の関係を遮断するものです。

そのため、「コンプライアンス・プログラム」等を策定・公表し、E・Jグループの反社会的勢力等に対する姿勢を社内外に周知しております。また、「反社会的勢力排除に関する基準」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を策定するとともに、常に警察等関係行政機関や顧問弁護士、地域の企業防衛協議会等との緊密な連携や情報交換を図り、適切かつ迅速に対応できる体制を整備しています。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無                      なし

---

該当項目に関する補足説明

---

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

---